平成２２年（フ）第１８１１号
札幌市南区澄川１条１丁目３番29号
債務者　佐々木賢治
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　　貢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８９号
大阪府羽曳野市高鷲４丁目９番２―406号、前住所大阪府羽曳野市高鷲２丁目17番２号
債務者　菅　　竜憲
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川西　絵理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４１号
大阪府河内長野市木戸町672番地の３、前住所大阪府富田林市津々山台４丁目12番16号
債務者　森　　基茂
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川西　絵理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１３８号
大阪府柏原市旭ヶ丘２丁目４番29号
債務者　古津　浩司
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川西　絵理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５２号
札幌市西区琴似１条７丁目２番２号　エスパシオ琴似201号室、住民票上の住所札幌市白石区菊水上町１条２丁目52番地402　アドヴァンス菊水上町Ⅰ―103号
債務者　村井　千穂
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤美海子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３１３号
札幌市東区東苗穂８条２丁目２番22号　ツインハウス２階
債務者　呉　　尚子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月５日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３２９号
札幌市白石区本通５丁目北２番13―202号
債務者　阪本　尚之
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５号
山口県周南市大字徳山951番地の136渡邉方
債務者　田中友二郎
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　幸夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２１５号
京都府綴喜郡宇治田原町大字南小字谷山19番地の１
債務者　兒玉　英子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３５号
京都市中京区西ノ京馬代町８番地31
債務者　熊野　政臣
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４９号
京都市山科区大宅御供田町174、住民票上の住所京都市山科区大塚南溝町56番地の１
債務者　大西　清雄
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０６号
京都市上京区御所八幡町115　コーポ千尋405、住民票上の住所京都市右京区龍安寺斎宮町７番地
債務者　段塚　崇子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
福岡県うきは市浮羽町三春1529番地２
債務者　平川優美子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２５３号
福岡県久留米市荒木町荒木1466番地５
債務者　渡邉　陽介
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２５４号
福岡県久留米市荒木町荒木1466番地５
債務者　渡邉　香織
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２５８号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1341番地１
債務者　平戸イツ子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２５９号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1341番地１
債務者　堀田田鶴子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部